

長期優良住宅の変更内容について 《お知らせ》

平成27年4月1日以降に兵庫県知事に認定申請を行う物件について、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 平成27年4月1日以降の認定申請は、従来の「適合証」を活用した申請に加え、以下の要件を満たす「設計住宅性能評価書」を活用した申請も可能となります。

一戸建ての住宅の場合

- 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の等級2以上(ただし、限界耐力計算による場合を除く)又は免震建築物
- 劣化対策等級(構造躯体等)の等級3
- 維持管理対策等級(専用配管)の等級3
- 断熱等性能等級の等級4

共同住宅等の場合

一戸建ての住宅等の要件に加えて、次の基準に適合するもの。

- 維持管理対策等級(共用配管)の等級3
- 更新対策等級(共用排水管)の等級3
- 更新対策(住戸専用部)に定められた躯体天井高 2,650mm 以上
- 高齢者等配慮対策等級(共用部分)の等級3以上

※ 詳しくは兵庫県の長期優良住宅HPに掲載しております要綱をご確認ください。

2. 平成27年4月1日より長期優良住宅の省エネルギー対策に係る認定基準が改正されます。同改正に伴い、平成27年4月1日以降の認定申請においては、旧基準により交付された「適合証」では受理できません。

※ 上記1の変更に伴い、添付図書一覧表及び手数料算定表の様式も一部変更しております。

新様式は、兵庫県の長期優良住宅HPよりダウンロードできます。

Q & A

設計住宅性能評価書

Q. 「設計住宅性能評価書」を活用した申請は、いつから可能か？

A. 平成27年4月1日の申請から可能です。

Q. 「設計住宅性能評価書」を活用する場合、兵庫県に「設計住宅性能評価書」の原本を提出するのか？

A. 写しを提出してください。ただし、原本と写しが同一であることを確認しますので、必ず原本をお持ちください。

Q. 「適合証」を活用した申請と、「設計住宅性能評価書」を活用した申請は手数料が異なるのか？

A. 異なります。詳しくは兵庫県の長期優良住宅HPに掲載しております「手数料一覧表」をご確認ください。

Q. 「設計住宅性能評価書」を活用した申請は、「適合証」を活用した申請と添付図書は同じですか？

A. 一戸建ての住宅であれば同じです。

省エネルギー対策に係る認定基準の改正

Q. 平成27年3月31日までに旧基準により交付された「適合証」を活用して、平成27年4月1日以降に申請できるのか？

A. 申請できません。旧基準により交付された「適合証」を活用する場合は、平成27年3月31日までに申請する必要があります。

Q. 平成27年3月31日までに新基準により交付された「設計住宅性能評価書」を活用して、平成27年4月1日以降に申請できるのか？

A. 申請できます。

Q. 平成27年3月31日までに旧基準により長期優良住宅の認定を受けた住宅において、平成27年4月1日以降に変更認定申請を行う場合は、新基準を満たしていなければ認定されないのか？

A. 新基準又は旧基準のいずれかを満たしていれば変更認定は可能です。